

社会福祉法人ノンノ役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ノンノ（以下「当法人」という。）の定款第9条及び第23条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、専ら役員の仕事を行うために1月当たり10日以上かつ1日当たり4時間以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、報酬、謝金その他職務執行上の対価として受け取る財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務の執行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等の経費をいい、費用と報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 当法人は、役員の仕事執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬を支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に参加し、職員としての給与等が支払われない場合においては、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

(報酬の額の決定)

第4条 当法人の全理事の報酬総額は、年間1,650千円以内とする。

- 2 当法人の全監事の報酬総額は、年間200千円以下とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第5条 理事長及び業務執行理事（以下「理事長等」という。）並びに理事長等以外の理事（以下「その他理事」という。）が理事会に参加したときは、別表1により1日分の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）を支払うことができる。ただし、常勤理事に対しては、出席報酬は支給しない。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬等を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が別表1の費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(理事長等の業務報酬等)

- 第6条 理事長が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬等を支払うことができる。
- 2 業務執行理事が理事会出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬等を支払うことができる。ただし、業務執行理事が職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。
 - 3 その他理事が理事会出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬等を支払うことができる。ただし、その他理事のうち職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。
 - 4 交通費の実費が別表2の費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

- 第7条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬等を支払うことができる。
- 2 監事が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬等を支払うことができる。
 - 3 交通費の実費が別表2の費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(費用弁償の支給)

- 第8条 当法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。
- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その支給額は職員の通勤費支給基準に準ずる。
 - 3 役員及び評議員が、法人業務のために出張する場合は、別表3により出張旅費等を支給することができる。
 - 3 旅費は、実費を支給する。
 - 4 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給することができる。

(兼務役員)

- 第9条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、

この規定を適用することができる。

(報酬等の支給日)

第10条 常勤役員の報酬は、翌月25日に支払うものとする。なお、支給日が金融機関の休業日にあたる場合には、その前日に繰り上げて支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員等の報酬等は、業務にあたった都度遅滞なく支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第10条 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人の同意があるときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振込む方法によることができる。

2 報酬は、法令に定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第11条 本法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、令和2年7月1日から施行する。

2 役員報酬規程(平成29年6月22日)及び評議員報酬規程(平成29年6月22日)は廃止する。

別表 1 (出席報酬日額)

種 別	区 分	報 酬	費用弁償
理事会出席報酬等	理事長	3,000円	500円
	業務執行理事	3,000円	500円
	その他理事	3,000円	500円
	監 事	3,000円	500円
評議員会出席報酬等	評議員	3,000円	500円
	理事長	3,000円	500円
	業務執行理事	3,000円	500円
	その他理事	3,000円	500円
	監 事	3,000円	500円

別表 2 (業務報酬等)

種 別	区 分	報 酬	費用弁償
理事長業務報酬等	非常勤・日額	5,000円	500円
業務執行理事業務報酬等	常 勤・月額	70,000円	実 費
	非常勤・日額	5,000円	500円
その他理事業務報酬等	非常勤・日額	3,000円	500円
監事監査指導報酬等	非常勤・日額	3,000円	500円

注1 常勤業務執行理事の業務報酬等は、第2条第2号に規定する勤務基準を満たす場合であり、当該勤務基準に満たないときは非常勤扱いとする。

別表 3 (旅費等)

種 別	日当 (1日につき)	宿 泊 費
役員及び評議員の出張	5,000円	道 内 10,000円 道 外 12,000円

注1 日当には、市内及び近郊の交通費を含む。

2 指定された研修会等の宿泊料は、指定料金実費額を支給する。